解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年二月四日栗東市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年二月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月十四日

滋賀県栗東市安養寺一丁目一番二四号

上砥山川南土地区画整理組合

代表清算人　佐野　繁三

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十六年二月三日、高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月十四日

高知県香美市土佐山田町一六八九番地一

清算法人新改西部土地改良区

代表清算人　山本　太郎

配当公告

愛知県愛西市佐屋町堤西六九番地の二

破産者　カンダ工業株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十三年（フ）第二七四〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金八九八、三〇一、八二九円

一、配当をすることのできる金額

金七三、七七七、九五六円

平成二十六年三月十四日

名古屋市中区丸の内三丁目一五番三号ＴＣＦ丸の内ビル一〇階

破産管財人　奥村　哲司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市北区篠路三条七丁目六二番地、最後の住所札幌市北区篠路三条七丁目一番三九号　被相続人　亡　堀尾　武春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十四日

事務所札幌市中央区南一条西四丁目五番地大手町ビル三階　石井綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石井　俊春

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区亀戸七丁目九一番地、最後の住所千葉県市川市行徳駅前二丁目二一番二二―六〇三二号　被相続人　亡　髙﨑　金保

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十四日

事務所千葉県船橋市湊町二―一―八　幸福ビル五階　すずらん法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久常　雅世

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区松庵三丁目一五番地、最後の住所東京都杉並区松庵三丁目三七番二号

被相続人　亡　打越　郁郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十四日

東京都豊島区西池袋五丁目一番六号第二矢島ビル五階宮本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮本　正行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県駒ヶ根市赤穂一四三四番地八、最後の住所長野県駒ヶ根市赤穂三七四三番地三　被相続人　亡　青木　勝利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十四日

長野県伊那市西町四八六四番地一階　ひなた法律事務所

相続財産管理人　弁護士　太田　明良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県四日市市稲葉町四番、最後の住所三重県四日市市大字泊村九六番地フレックス泊一〇三　被相続人　亡　杉田しづゑ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十四日

愛知県名古屋市東区橦木町一丁目二九番地の一パークー・ホームズ橦木町六〇一号、事務所愛知県名古屋市中区丸の内二丁目二番七号　丸の内弁護士ビル八〇二号

村上・加藤・野口法律事務所

相続財産管理人　弁護士　野口　新二二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　前田　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十四日

滋賀県大津市皇子が丘三丁目一二番二九号一階　相続財産管理人　中原　淳一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府守口市佐太中町一丁目一六八番地、最後の住所大阪府守口市佐太中町一丁目二〇番九号　被相続人　亡　中井　郁夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十四日

大阪市北区西天満一丁目二番五号大阪ＪＡビル一二階

相続財産管理人　弁護士　本間　拓洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市兵庫区下沢通四丁目二番地、最後の住所神戸市長田区長者町八番一三号

被相続人　亡　平岡　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十四日

神戸市中央区海岸通八番地神港ビル七階

神戸海都法律事務所

相続財産管理人　弁護士　向山　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山市北区惣爪二五番地一〇、最後の住所岡山市北区今保五五七番地五　被相続人　亡　中島　満男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十四日

事務所岡山市北区南方一丁目七番二一号ＳＵＭＩＫＡビル二階　みどり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田中　将之

第64期決算公告

平成26年3月14日　新潟市中央区沼垂西三丁目8番6号

越の華酒造株式会社

代表取締役社長　小野寺　聡

貸借対照表の要旨　（平成25年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	121,077	流動負債	16,724
固定資産	70,363	（賞与引当金）	(456)
		固定負債	25,368
		（退職給付引当金）	(861)
		株主資本	135,385
		資本金	10,000
		利益剰余金	125,385
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	122,885
		（うち当期純利益）	(912)
		評価・換算差額等	13,963
		その他有価証券評価差額金	13,963
資産合計	191,440	負債・純資産合計	191,440